

【問 1】 正（○） 誤（×）を判断し、誤りなら理由を簡単に記載し、併せて内容や授業等の感想を記載

- 1 【 】 著作権は出願や登録をしなくても完成した時点で権利が自動的に発生する。
- 2 【 】 特許権を取ることができる発明であれば、実用新案で権利を取ることにも可能であるが、両方を取ることはできない。
- 3 【 】 図形商標を商標登録できて権利が取れた場合には、その図形は著作権でも保護されることがある。
- 4 【 】 新しいデザインの椅子を創作した場合、特許出願と同時に意匠出願をすれば、両方の権利が取れることがあるが、著作権は取れない。
- 5 【 】 不正競争防止法を管轄する官庁は、経済産業省である。
- 6 【 】 著作権は、個人で取ることはできない。
- 7 【 】 食品偽装があつて、この偽装品を購入して損害が発生した個人は、偽装した会社を不正競争防止法違反で訴えることができる。
- 8 【 】 著作権も特許権と同様、我が国の産業の発展に寄与することを目的に制度が設けられた。
- 9 【 】 音楽といえない、短い簡単な音でも知的財産権を得て、その権利を独占できる場合がある。
- 10 【 】 イチゴの育成に力を注ぎ、掛合わせにより新種のイチゴを栽培できるようにした場合、種苗法により育成者権が発生するためには、特許庁の審査を経なければならない。

感 想：